

## 水質汚濁防止法の一部改正（地下水汚染の未然防止）に関する Q&A

### ○有害物質の判断について

#### [質問 1]

ばい煙処理のための脱硝装置に尿素タンクが設置されているが、尿素はアンモニウム化合物には該当するのか。

#### 【回答】

尿素は、化学式で $(\text{NH}_2)_2\text{C}=\text{O}$ と示されるように、アンモニア化合物には該当しません。

なお、一般的に有害物質に該当するかどうかの判断は、公定法により分析した場合に検出されるかによります。

### ○不純物の判断について

#### [質問 2]

ホウ素を含有する釉薬を貯蔵しているタンクがある。このホウ素は長石由来のものであり、人工的に添加等していないが、このタンクは有害物質貯蔵指定施設に該当するのか。

#### 【回答】

釉薬においては、ホウ素の働きにより融点が変わるなど一定の役割を果たしている成分であり不純物ではないと考えられることから、これを液体で貯蔵するタンクについては、有害物質貯蔵指定施設としての届出対象施設となります。

### ○含有率 1%未満の成分及び不純物について

#### [質問 3]

印刷業者が使用している「23 の 2 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設」の現像液等には硝酸化合物等が含まれ、さらに刷板からふっ素が溶け出すために廃液には硝酸化合物に加えふっ素も含まれている。

ここで、現像液等を供給しているメーカーによると「含有率 1%未満の硝酸化合物については MSDS への記載義務がなく、薬液等の成分については機密情報なので含有しているかどうかは開示できない。」「ふっ素は意図せずに刷板から溶け出したものであり、そもそも不純物である。」との説明があった。

この場合、当該施設は有害物質使用特定施設、廃液タンク等は有害物質貯蔵指定施設に該当するのか。

#### 【回答】

**ふっ素**については、刷板から微量溶出しているだけであれば、非意図的なものと考えられま

すが、廃液中の濃度が排水基準を超過しているのであれば、その処理が必要であることから貯蔵していると見なすべきであり、廃液タンクについては有害物質貯蔵指定施設に該当します。

また、**硝酸化合物等**について、何らかの意図を持って（目的があって）現像液等に添加しているのであれば、たとえMSDSに記載されていなくとも含有していることを事業者が把握した時点で、有害物質使用特定施設に該当すると判断します。

なお、今回のケースについては、アンモニウムや亜硝酸化合物等は通常現像速度を上げる目的や水垢防止のために意図的に使用（添加）されていることが（過去の説明等から）既に明らかになっていることから有害物質使用特定施設等としての届出が必要となります。

#### ○有害物質の処理について

##### [質問4]

有害物質を含む廃油等を焼却処分している産業廃棄物の処分業者（特別管理産業廃棄物処分業）が、当該行為は「有害物質の処理ではなく廃油等の焼却である」と主張した場合、受け入れタンクについては有害物質貯蔵指定施設に該当しないのか。

##### 【回答】

廃油等の焼却施設が、産業廃棄物の処分業の許可において有害物質を含む廃酸や廃油等を焼却処分するための施設であれば、廃酸等を貯蔵しているタンクについても有害物質貯蔵指定施設となります。

ただし、業の許可としては有害物質の処分ができることとなっても、実態として有害物を含まない廃油等のみを受け入れているのであれば、あるいは有害物質を含まないものと含むものを分けて貯蔵している等により、有害物質を含んでいないことが明らかであれば、当該タンクについては、この限りではありません。なお、廃酸や廃油等の性状（有害物質を含むのかどうか）については、廃棄物の委託契約締結時等に排出事業者から提出される「廃棄物データシート（WDS）」等で確認できるものと考えます。

#### ○冷却水等の防錆剤について

##### [質問5]

ビル等の冷却水には、防錆剤あるいは水処理剤と呼ばれる薬液を添加しているが、この薬液には硝酸化合物等が含まれている。この薬注タンクについては、冷却工程の一部であると考え、有害物質貯蔵指定施設に該当しないとしてよいか。

##### 【回答】

当該薬液について、例えばタンクローリーで外部から搬入され、当該タンクで貯蔵されているのであれば、一般的には有害物質貯蔵指定施設に該当すると考えられます。

一方、一斗缶等の容器で購入・保存してある原液を希釈し、最適濃度で供給等するための設備

等であれば有害物質貯蔵指定施設には該当しません。

なお、これらのタンクについては、距離的・機能的にみて冷却塔等と一体となっているかどうかで有害物質貯蔵指定施設には該当するか否かの判断をします。

○有害物質特定施設の範囲について

**[質問6]**

「65-表面処理施設」を多数設置している事業場において、その一部の施設で有害物質を使用している。薬液の更新時に廃薬液をドラム缶に排出するポンプ及び配水溝（管）は複数施設で共有しているが、この場合、届出上の帰属はそのポンプ等を使用する全ての特定施設と考え、「他の施設と共有」等の文言を入れた上でそのポンプ等を使用する全ての有害物質使用特定施設の届出書に記載すべきなのか。

**【回答】**

届出上の帰属については、いずれかの施設(一番最初に県へ届出するもの)に付帯するものとして届出いただき、他の施設の届出においては参考事項として（○○施設の付帯設備として届出している旨を）記載してください。